

御説明資料 (特定デジタルプラットフォームの透明性及び 公正性の向上に関する法律)

令和6年1月 経済産業省 商務情報政策局

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(透明化法)の目的と基本理念

- 透明化法の目的・基本理念は以下のとおり。
- 透明化法は、独占禁止法を補完するものである。
- ●特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、**商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況** に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性 及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

(公下取引委員会への措置請求)

第十三条 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。(略)

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律のポイント

(2020年5月27日成立、2020年6月3日公布、2021年2月1日施行)

基本理念

● デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとすることを規定。(規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。)

規制の対象

- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。
 - ※ 政令でオンラインモール・アプリストアを規制対象と定め、2021年4月1日、規制対象事業者を指定。
 - ※ デジタル広告を規制対象に追加し、2022年10月3日、規制対象事業者を指定。

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、①**取引条件等の情報の開示**及び②**自主的な手続・体制の整備**を行い、 ③実施した措置や事業の概要について、毎年度、**自己評価を付した報告書を提出**。
 - ※ 利用事業者への**取引条件変更時の事前通知、**利用事業者の**苦情・紛争処理のための自主的な体制整備**等を義務付け。

行政庁の役割

- 報告書等をもとにプラットフォームの**運営状況のレビュー**を行い、報告書の概要とともに**評価の結果を公表**。その際、 利用事業者、有識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。
- **独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合**、経済産業大臣は公取委に対し、**同法に基づく対処を要請**。
- ※ 本法律の規律は**内外の別を問わず適用**。海外事業者にも適用が行われている独禁法の例等も参考に、公示送達の手続を整備。2

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

取引条件等の情報の開示

取引条件の開示や変更 等の事前通知を義務付 けることで、取引の透明性 を向上させる。

【開示項目の例】

- ✓取引条件変更の内容及び 理由の事前通知
- ✓他のサービスの利用を有償 で要請する場合に、その内 容及び理由
- ✓出品の拒否・停止の理由
- ✓ 検索順位を決する基本的 な事項

【行政措置·罰則】

- ✓ 勧告・公表で改善を促す。
- ✓ 是正されない場合に限り措 置命令
- ✓ 措置命令違反には罰則

自主的な 手続・体制の整備

特定デジタルプラットフォーム提供者は、<u>指針</u>に基づいて必要な措置をとり、<u>公</u> **正な手続・体制の整備**を 行う。

【指針の内容の例】

- ✓利用事業者の苦情処理・ 紛争解決のための体制整 備
- ✓利用事業者等と緊密に連絡を行うための体制整備 (国内管理人の選任)
- ✓利用事業者の事情等を理解するための仕組構築

【行政措置】

✓ 措置の適切・有効な実施の ため特に必要な場合は、勧 告・公表で改善を促す。

運営状況の報告書

報告書の内容

- (1)事業の概要
- (2)苦情処理の状況
- (3)情報開示の状況
- (4)自主的な手続・体 制整備の状況
- (5)自己評価結果
- ※不提出、記載事項 漏れの場合には罰則,

評価結果を公表

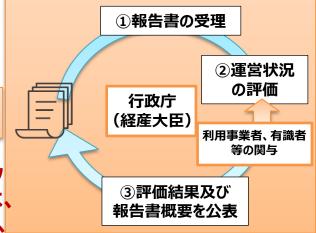
※特定デジタルプラットフォーム提供者は、 評価結果を踏まえ、 連営改善に努める・ 義務がある

(透明化法第9条第6項)

行政庁の役割

レビュー(評価)の実施

特定デジタルプラットフォーム提供者の運営状況について、<u>利用事業者、有識者等も関与してレ</u>ビューを行い、結果を公表する。



公取委への措置請求

独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経産大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請する。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)例

オンラインモール

- ✓ 商品の表示順位:<u>恣意的な運用を行っていないことの説明</u>を行うなど、<u>透明性・公正性の確保につながる追加的な取組や</u> <u>説明</u>を行うことが求められる。
- ✓ 返品・返金の取扱い: Amazon.co.jp においては、利用事業者が提供する商品等について、アマゾンが返品・返金に関する条件の設定や個々の返品・返金に関する対応を行う場合があり、利用事業者からの不満が生じやすい状況にあると考えられる。 アマゾンには、利用事業者の不満の声が多い類型ごとに、①返品・返金の条件、②返品・返金の判断権者、③アマゾン・利用事業者・消費者のそれぞれの金銭的負担の在り方(返送時の送料を含む)をわかりやすく整理・説明することが求められる。

アプリストア

- ✓ アプリ削除の措置:ポリシー違反の程度やユーザーへのセキュリティ上の影響が軽微である等、一定の条件を定めた上で 当該条件を満たす場合にはアプリ削除の事前通知及び具体的な削除理由の開示を行うことで、利用事業者がアプリ削除 前に修正対応や異議申立てができるようにするなど、利用事業者の事業運営にも配慮した取組を行うことが求められる。
- ✓ 返金の取扱い:自らの判断で返金する場合に利用事業者がその返金の妥当性を理解できるよう、利用事業者の求めに応じて、個別の事案における返金要求を認容した理由(例:ユーザーが誤購入を理由に返金要求をした場合に、誤購入であることを認定した理由)を示すことが求められる。
- ✓ アプリ審査の予見可能性、公平性・公正性:再審査を受ける上での参考となる情報を提供する観点から、リジェクト(拒絶) の根拠となる提供条件や認定した事実関係を詳細に利用事業者に示すことが求められる。

デジタル広告

- ✓ 広告審査・広告配信の停止プロセスの改善
 - ①<u>広告主や媒体主向けの審査基準を具体化</u>する、<u>審査基準をわかりやすく説明</u>する、<u>審査時の着目点や留意点を説明</u>す るなど、<u>審査に関する情報提供を充実</u>させる、
 - ②広告主・媒体主が再審査に出す際に参考になるか否かという観点から違反の具体的な内容を示す、違反箇所を特定するなど、違反内容の通知文を見直す、
 - ③<u>審査後の問い合わせ</u>において広告主・媒体主が<u>簡易かつ迅速に審査結果の補足説明を受けられる仕組みを構築</u>することなどが求められる。